

## 東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成及び良好な広告景観に向けた取組みに関する 計画・条例等(素案)へのご意見を募集

### ■概要

市では、市の中心部を取り巻く環境の変化及び本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できる状況等を踏まえ、メインストリートである東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成及び良好な広告景観に向けての取組みを行ってきたところです。これらの取組みを通じて、景観計画の変更、屋外広告物条例・施行規則の制定、東西軸ストリートデザインガイドライン及び屋外広告物ガイドラインの策定を行います。

皆様のご意見をお待ちしています。

### ■公表資料

- ・概要資料
- ・茨木市景観計画(変更素案)
- ・茨木市景観計画(変更素案)新旧対照表
- ・茨木市屋外広告物条例(素案)
- ・茨木市屋外広告物条例施行規則(素案)
- ・茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン(素案)
- ・茨木市屋外広告物ガイドライン(素案)

### ■公表場所

当ホームページ、都市政策課窓口(市役所南館5階)、情報ルーム(市役所南館1階)

### ■提出方法

- ・郵送又はEメール、ファックス、持参、Logoフォームにてご提出ください。
- ・意見書の様式は自由ですが、どの項目の何についての意見かを明確にお願いします。
- ・本制度の趣旨に沿った責任のある意見を提出していただくため、また意見への照会等の必要性から住所(団体の場合は所在地)、氏名、連絡先を明記のうえ、ご提出ください。匿名又は電話によるご意見の受付はできませんので、ご了承ください。

### ■提出先

- ・郵送:〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番 13 号 茨木市都市整備部都市政策課(最終日の消印有効)
- ・Eメール:toshi@city.ibaraki.lg.jp
- ・ファックス:072-620-1730
- ・持参:市役所南館5階 都市政策課
- ・Logo フォーム:こちらをクリックしてご提出

※障害のある方等で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問合せください。

### ■意見募集期間

令和5年 11 月6日(月曜日)から令和5年 12 月5日(火曜日)まで

### ■その他

- ・意見の公表にあたっては、ご記入いただく氏名、住所(団体の場合は所在地)、連絡先など個人に関する情報は公表しません。また、募集目的以外の用途には使用しません。
- ・いただいた意見等をとりまとめ、それに対する市の考え方等を公表します。
- ・意見を考慮して最終案を作成しますが、提出意見への個別回答は行いません。

### ■問い合わせ先

都市政策課

# 東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成及び良好な広告景観に向けた取組みについて

～景観計画(変更素案)、屋外広告物条例(素案)、屋外広告物条例施行規則(素案)、東西軸ストリートデザインガイドライン(素案)、及び屋外広告物ガイドライン(素案)の概要～

## 1 趣旨

茨木市では、平成16年の景観法の制定を受けて、平成22年に景観行政団体となり、平成24年に茨木市景観計画及び茨木市景観条例を定め、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進しています。

この度、市の中心部を取り巻く環境の変化及び本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できる状況等を踏まえ、メインストリートである東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成及び良好な広告景観に向けての取組みを行ってきたところです。これらの取組みを通じて、必要となる計画の変更、条例・施行規則の制定及びガイドラインの策定を行います。

変更する計画	茨木市景観計画
制定する条例・施行規則	茨木市屋外広告物条例、茨木市屋外広告物条例施行規則
策定するガイドライン	茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン、茨木市屋外広告物ガイドライン

## 2 取組経過

### (1)東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成の取組み

市の中心部で、文化・子育て複合施設「おにクル」及びJR・阪急両駅前など、新たな拠点形成に向けた事業が進行し、各事業の効果を点から面へと波及させる必要があることから、道路空間と沿道建築物等が一体となった、歩きやすく歩いて楽しく滞在、活動をしたいくなるような魅力ある景観形成を図り、各拠点の賑わいを面的に拡げ、中心市街地の活性化に寄与するため、各拠点をつなぐメインストリートである中央通り・東西通りにおける景観形成の取組みを実施してきたところです。

令和2年度の現況調査、令和3年度のワークショップ等による将来像の検討、令和4年度の空間のあり方の検討及び社会実験の実施などを通じて、令和5年度に景観計画の変更及び東西軸ストリートデザインガイドラインの策定を行います。

### (2)良好な広告景観に向けた取組み

景観計画の重点地区に規模が大きな広告物の掲出及び自然景観を阻害する広告物の掲出など、本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できることから、本市の特性を踏まえた屋外広告物の適正な規制・誘導を図り、茨木らしい魅力ある広告景観を形成するための取組みを実施してきたところです。

令和2年度の現況調査、令和3、4年度の規制誘導方針及び規制・誘導内容の検討などを通じて、令和5年度に景観計画の変更、屋外広告物条例・施行規則の制定及び屋外広告物ガイドラインの策定を行います。

### (3)審議会等での検討

両取組みの推進にあたっては、茨木市景観審議会、庁内検討会議をそれぞれ7回(R5.10 時点)開催し、有識者による専門的な知見からの助言及び庁内連携などを踏まえ、内容の検討を進めてきたところです。

■検討経過の詳細はこちら <http://>●●

## 3 景観計画、条例・施行規則、ガイドラインの関係性

### (1)東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成の取組み

景観形成に関する方針・基準を景観計画に、具体的なデザインの指針及び実現に向けた方策等をストリートデザインガイドラインで示します。

景観計画

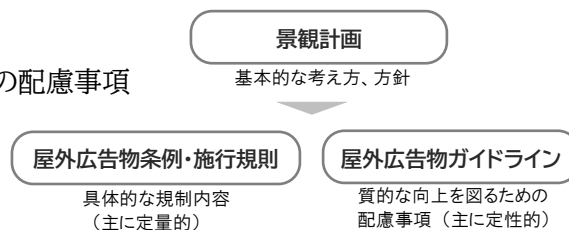
景観形成に関する方針・基準

ストリートデザイン  
ガイドライン

具体的な指針、実現に向けた方策等

## (2)良好な広告景観に向けた取組み

屋外広告物に関する基本的な考え方、方針を景観計画に、  
具体的な規制内容を条例に、広告景観の質的な向上を図るための配慮事項  
(誘導内容)を屋外広告物ガイドラインで示します。



## 4 茨木市景観計画(変更素案)の概要

(詳細は資料 2、3 参照)

### (1)東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成の取組み

#### 【変更する内容】

6章 良好な景観形成の方針<にぎわい景観形成地区>

・「歩きたくなる空間の形成」などに関する方針を追記

7章 行為の制限に関する事項<にぎわい景観形成地区>

・6章の方針に基づき、必要な景観形成基準を追記

10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準

・景観重要公共施設に東西軸(中央通り・東西通り)を位置づけ、「整備にあたって配慮すべき事項」及び「占用等の許可の基準」を設定

### (2)良好な広告景観に向けた取組み

#### 【変更する内容】

9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

・「屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方」及び「行為の制限の方針」を変更

■茨木市景観計画(変更素案)の内容はこちら <http://●●>

■茨木市景観計画(変更素案)新旧対照表の内容はこちら <http://●●>

## 5 茨木市屋外広告物条例・施行規則(素案)の概要

(詳細は資料 4、5 参照)

### 【条例(素案)の構成、主な内容】

第1章 総則

第2章 広告物等の制限

第3章 広告物等の許可等

第4章 監督処分

第5章 雑則

第6章 罰則

附則

・目的、広告物等のあり方、市・広告主等の責務など  
・禁止区域、禁止物件、禁止広告物等、適用除外など  
・許可に関する事項、広告物等の管理・点検義務など  
・違反広告物等に対する措置など  
・報告及び立入検査など  
・罰則  
・施行期日、経過措置など

### 【施行規則(素案)の主な内容】

条例の施行に必要な事項として、許可等の基準及び申請に必要な様式・書類などを規定

※屋外広告物の規制内容等(素案)概要版を資料末尾に掲載しています。

■茨木市屋外広告物条例(素案)の内容はこちら <http://●●>

■茨木市屋外広告物条例施行規則(素案)の内容はこちら <http://●●>

## 6 茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン(素案)の概要

(詳細は資料 6-1、6-2 参照)

### 【ガイドライン(素案)の構成、主な内容】

第1章 はじめに

第2章 東西軸の特徴・ニーズ

第3章 目指すべき将来像

第4章 将来像を実現するためのデザイン指針

第5章 将来像の実現に向けて

- ・背景、目的、位置づけ、対象範囲、対象とする空間
- ・東西軸及び中心市街地の特徴・ニーズ
- ・目指すべき将来像
- ・中央通り、東西通りのデザイン指針
- ・運用体制、支援内容メニュー、ロードマップなど

■茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン(素案)概要版の内容はこちら <http://●●>

■茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン(素案)の内容はこちら <http://●●>

## 7 茨木市屋外広告物ガイドライン(素案)の概要

(詳細は資料 7-1、7-2 参照)

### 【ガイドライン(素案)の構成、主な内容】

第1章 はじめに

第2章 共通の配慮事項

第3章 広告種類別の配慮事項

第4章 地域別の配慮事項

第5章 条例による規制内容

第6章 許可申請手続き

- ・背景、対象、目指す広告景観の方向性(基本理念)
- ・全区域に共通する配慮事項(規模・配置、形態・意匠、適切な維持管理など5項目)
- ・種類別の配慮事項(屋上、壁面、突出、地上、映像装置付きなど9種類)
- ・地域別の配慮事項(閑静な住宅地、駅前広場、山間部など7項目)
- ・条例の基準、配慮のポイント
- ・許可申請手続きの流れなど

■茨木市屋外広告物ガイドライン(素案)概要版の内容はこちら <http://●●>

■茨木市屋外広告物ガイドライン(素案)の内容はこちら <http://●●>

## 8 スケジュール

令和5年11月6日から12月5日まで

令和5年12月(予定)

令和6年1月(予定)

令和6年3月(予定)

令和7年1月(予定)

パブリックコメントを実施

- ・茨木市景観審議会を開催し、景観計画変更等について意見聴取
- ・パブリックコメント結果を公表
- ・茨木市都市計画審議会を開催し、景観計画変更等について意見聴取
- ・茨木市議会へ茨木市屋外広告物条例(案)を上程・審議、公布
- ・茨木市屋外広告物条例施行規則を公布、景観計画を変更、各ガイドラインを策定
- ・茨木市屋外広告物条例及び施行規則を施行

(1) 規制区域

- ・用途地域を基本として、土地利用状況に応じた禁止区域と許可区域(3区分)に規制区域を整理〔条例第6条、規則別表第3〕
- ・景観計画との整合を図り、「景観形成地区」5か所を、規制や手続きの上乗せを行う地区として設定〔条例第11条、規則別表第4〕

■禁止区域〔条例第6条〕

＜広告物全体＞

- ① 第1種、第2種低層住居専用地域
- ② 重要文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び史跡、名勝、天然記念物の地域等
- ③ 大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び府指定の史跡、名勝、天然記念物の地域等
- ④ 茨木市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び市指定の史跡、名勝、天然記念物の地域等
- ⑤ 保安林の区域で市長が指定するもの
- ⑥ 古墳及び墓地 など

＜非自家用広告物等禁止区域＞

自家用広告物等以外の掲出を禁止する区間・区域として、市長が指定する非自家用広告物禁止路線とその両側100mの範囲(第3種許可区域(商業系用途地域)、未供用区間を除く)

非自家用広告物禁止路線

(都)新名神自動車道
(都)大岩線
(都)茨木箕面丘陵線
(都)耳原大岩線
(都)上郡佐保線
(都)国文都市3号線
(都)国文都市4号線
(都)山麓線
名神高速道路
(都)茨木寝屋川線
(都)京都神戸線
(都)道祖本摂津北線
(都)大阪高槻京都線
JR東海道本線
阪急電鉄京都線
(都)富田目垣線
(都)茨木駅千里丘陵線
(都)大阪中央環状線
(都)十三高槻線
(都)千里丘寝屋川線

※「(都)」は都市計画道路

■許可区域〔規則別表第3〕

- 第1種許可区域  
第1種、第2種中高層住居専用地域  
国道171号以北の市街化調整区域
- 第2種許可区域  
第1種許可区域及び第3種許可区域を除く区域
- 第3種許可区域  
商業地域、近隣商業地域

規制区域

- 禁止区域(低層住居専用地域等)
- 第1種許可区域(中高層住居専用地域等)
- 第2種許可区域(その他の用途地域等)
- 第3種許可区域(商業系用途地域)

景観形成地区

- にぎわい景観形成地区
- 沿道景観形成地区
- 彩都景観形成地区
- 歴史的景観形成地区
- 元茨木川緑地景観形成地区

非自家用広告物等禁止区域

- 非自家用広告物禁止路線
- 未供用区間

(2) 規制内容

- ・広告物の掲出を禁止する物件や掲出を禁止する広告物などを指定〔条例第7条、第8条〕
- ・区域に応じた規制基準や景観形成地区における上乗せ基準を設定〔規則別表第3、4〕

■禁止物件〔条例第7条〕

- ① 街路樹、路傍樹
- ② 橋りょう、地下道の上屋
- ③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁
- ④ 街灯、信号機、道路標識
- ⑤ 道路上の棚、駒止め
- ⑥ 消火栓、火災報知器
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス
- ⑧ 送電塔、送受信塔
- ⑨ 形像、記念碑
- ⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木など

■禁止広告物等〔条例第8条〕

- ① 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、または老朽化したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機もしくは道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

■規制基準〔規則別表第3〕

	第1種許可区域(中高層住居専用地域等)			第2種許可区域(その他の用途地域等)			第3種許可区域(商業系用途地域)		
	縦幅・高さ	横幅	その他	縦幅・高さ	横幅	その他	縦幅・高さ	横幅	その他
屋上	建物高さの1/5以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/5以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/3以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む
壁面	建物高さの1/2以下	建物の幅以内	総量1/5(1壁面)以下 水平方向に突出禁止	建物高さの1/2以下	建物の幅以内	総量1/5(1壁面)以下 水平方向に突出禁止	建物の高さ以下	建物の幅以内	総量1/3(1壁面)以下 水平方向に突出禁止
突出	取付壁面の 上端以下	敷地から 1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	取付壁面の 上端以下	敷地から 1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	取付壁面の 上端以下	敷地から 1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)
地上	10m以下	表示面積合計20㎡以下 (1面の場合は10㎡以下)		15m以下	表示面積合計30㎡以下 (1面の場合は15㎡以下)		15m以下	表示面積合計40㎡以下 (1面の場合は20㎡以下)	
工作物	総量1/5以下(1壁面) 掲出面の 上端、側端から突出禁止			総量1/5以下(1壁面) 掲出面の 上端、側端から突出禁止			総量1/3以下(1壁面) 掲出面の 上端、側端から突出禁止		

■景観形成地区における上乗せ基準〔規則別表第4〕

	全ての景観形成地区(共通)		元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
	屋上	壁面	色彩	色彩
上乗せする基準	1面あたり30㎡以下	1面あたり30㎡以下	板面の地色に使う色彩 色相 R、YR、Y 彩度 8 以下 その他の色相 彩度 6 以下	板面の地色に使う色彩 全ての色相 彩度 6 以下

■その他の規制







- ・電柱、電話柱、停留所標識利用広告物等〔規則別表第1〕
  - (電柱等突出) 大きさ:縦1.2m 横0.45m以下、掲出位置:地上から最下端までの距離が4.7m(歩道上は2.5m)以上、電柱等との間隔が0.15m以下、個数:1個/電柱等1本 など
  - (電柱等巻付) 大きさ:縦1.5m以下 横 電柱等の円周の範囲内、掲出位置:地上から最下端までの距離が1.2m以上、個数:1個/電柱等1本 など
  - (停留所標識) 大きさ:縦・横0.45m以下、掲出位置:地上から最下端までの距離が0.7m以上、個数:2面/停留所標識1本 など
- ・車体利用広告物〔規則別表第2〕(非自家用広告物等または営利を目的とした広告物等に限る。)
  - (電車) 8㎡未満のもの/1車両 車両の窓またはドア等のガラス部分に掲出しない、表示面積:4㎡以下/車両のそれぞれの面 市長が別に定める基準(走行する路線の景観と調和したデザインとするなど)に適合すること
  - (路線バス) 4㎡未満のもの/1車両 表示面積:側面 1.5㎡以下/1面、後面 1.7㎡以下/1面、個数:2個以下/1面など 市長が別に定める基準(走行する路線の景観と調和したデザインとするなど)に適合すること
  - (広告宣伝用自動車) 消防自動車や救急自動車と紛らわしくないものとする

(3) 適用除外

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種規制(禁止物件、禁止区域)や許可申請手続の適用が全部または一部除外される。〔条例第9条,第12条〕

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となる基準等	適用除外の内容		
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続
(1)  茨木太郎	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	○	○	不要
(2) 	法令の規定により掲出するもの	○	○	不要
(3) 	道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体または公益財団法人、公益社団法人、自治会その他これに類する団体が掲出するもの	○	○	不要
(4) 	自家用広告物※1	○	○	不要
(5) 	冠婚葬祭または祭礼のため、一時的に掲出するもの	○	○	不要
(6) 	講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、その会場の敷地内に掲出するもの	○	○	不要
(7) 	土地または物件の管理上の必要に基づき掲出するもの(駐車場の場所を示す看板など)	×	○	不要
(8) 	公益上必要な施設または物件に寄贈者名等掲出するもの	×	○	不要

※1 自己の氏名、名称、店名または商標、自己の事業または営業の内容を表示するために、自己の居宅または事業所、事務所、営業所、作業場等に表示する広告物

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となる基準等	適用除外の内容		
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続
(9)  私立〇〇学校	道先案内図その他の公衆の利便に供するもの(私立学校や病院など多数の人が利用する施設への案内版など)	×	○	要
(10) 	学校・図書館などの教育文化施設、病院などの医療施設や保育所などの社会福祉施設またはその敷地内に掲出する自家用広告物	×	○	要
(11) 	電柱、電話柱または停留所標識を利用するもの	×	○	要
(12) 	車両、船舶、航空機等に掲出するもの	×	○	不要※2
(13) 	(7)~(12)以外の営利を目的としないはり紙、はり札等、広告旗、立看板等(政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会等を周知するために掲出するもの)	×	○	不要
(14) 	掲出期間が30日を超えないはり紙、はり札等、広告旗、立看板等	×	×	不要

※2 電車、路線バス、広告宣伝用自動車に掲出する非自家用広告物及び営利を目的とした広告物は、許可申請手続が必要

上記以外に、次の広告物は、禁止物件や禁止区域に掲出でき、大きさ・掲出位置・色彩等が制限されない。

- ・ 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等が地域における道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋等の整備・管理、公共団体等が実施主体となる催物、道路環境の向上、防犯その他の地域における公共的な取組に要する費用に充てるために、広告収入を得て掲出するもの
- ・ 公共団体が管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるために、広告収入を得てその管理する道路に掲出するもの